

<意見>

●実施時期について

今般の「その他の記載内容」に関する改訂は、国際監査基準 720 の改訂に対応したものであると理解しています。しかしながら、その実施時期が、早期適用を容認しているとはいえ、2022年3月期からというのは、遅過ぎます。

国際監査基準 720 の改訂は、KAM の導入に対応して導入されたものです。なぜなら、KAM として取り上げられたり、有価証券報告書の該当箇所を参照したりしているリスク情報について、監査人に一層の対応を求める必要があったからです。わが国で KAM の導入が 2021 年 3 月期である以上、「その他の記載内容」の関する改訂も同時である必要があります。

早期適用を容認していることで足りるという認識かもしれませんが、KAM について、早期適用が非常に少ないことが予想されている中で、早期適用を認めても、実務が対応することは期待できません。

中小事務所が対応できないという事情を主張されるかもしれませんが、すでに現行の監査基準委員会報告書 720 でも、「通読」はしているはずですから、何ら手続を増やすものではないというのが公認会計士協会の説明だったはずです。また、そもそも 2017 年 10 月に KAM の導入の議論が当監査部会で開始されたときには、KAM との一括改訂が提案されていたものが、この「その他の記載内容」だけが、経済界の抵抗によって継続審議になっただけのはずで、KAM の導入よりも「その他の記載内容」の適用を遅らせてほしいといったような話は一切なかったはずです。

すでに諸外国が、国際監査基準 720 の改訂内容の導入を 2016 年末に済ませている中で、何故、先進諸国の中でわが国だけが 6 年遅れで導入しなければならないのでしょうか。

実施時期は、KAM の導入時期に合わせるべきだと考えます。

●監査基準・第二監査計画の策定・5について

従来の監査基準における特別な検討を必要とするリスクは、例示列举によって定義されていたと理解しています。

今回の改訂案では、その例示列举のうちの一部、つまり「会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項」だけが削除されています。

この改訂は、当該事項がすでに特別な検討を必要とするリスクの例示としての役割を終えたと考えるのは、現下の不正事案が収益認識をめぐって発生している状況や見積りの監査の重視という今般の監査基準改訂の議論からすると、そのようには到底思われません。

また、同項の後段に追加された、特別な検討を必要とするリスクに関する新たな定義に、「会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性

のある事項」含まれるというのであれば、それ以外の例示も含まれることになります。

例示列举には、例示をしてきたことの意味があり、その役割を終えていないのであれば、後から追加された抽象的な定義に包含されるものだからといって、それを安易に削除することは、別のメッセージを発信することに繋がりがねないと考えます。

この削除には反対です。